

令和3年3月議会一般質問内容（抜粋）

■質問 1 ■

八戸市における地域生活支援拠点の整備に係るこれまでの取組状況とその成果について伺いたい。

■答弁内容 1 ■

- 地域生活支援拠点等の整備については、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする第 4 期障害福祉計画において、国が基本指針の中で新たに成果目標として掲げたものであるが、現在の第 5 期計画においても継続して掲げられ、当市も計画に位置付けている。
- 整備の方法としては、拠点という名のおり一か所に 5 つの機能を集約して整備する多機能拠点整備型と、既に個々の機能を持つ施設等をつなぎ合わせて整備する面的整備型の大きく分けて 2 種類の方法がある。
- 多機能拠点整備型は新たな施設の建設、若しくは改修等による整備が必要となり、多くの費用がかかるが、面的整備型では、既存の施設等を活用することで対応できるため、経費的には抑えることができる。
- また、運営については、短期入所など従来の障害福祉サービス部分に関しては報酬があるものの、専門性の確保や地域の体制づくりにおいては、専門スタッフやコーディネーターの配置も必要となり、それらの運営に係る新たな財源の確保が必要となる。
- 事業主体については、基本的には社会福祉法人等の民間団体が見込まれているが、施設整備や運営に関する財源の確保が課題となり、全国的にも整備が進んでいないものと思われる。
- そのような状況から、当市においても、事業主体となりうる障がい福祉サービス事業者等に対する有利な条件等が見当たらないことから、具体的な議論ができず、整備には至っていない状況となっている。

■質問 2 ■

地域生活支援拠点等整備の今後の見通しについて伺いたい。

■答弁内容 2 ■

- 地域生活支援拠点等の整備を進めるにあたり、第 6 期障害福祉計画の策定における県のヒアリングの際に、地域の障がい者の状況を踏まえ当該機能がなくても支障がないというような特別な事情がない限り、原則としては 5 つの機能を有することが必要である、との回答を得たところである。
- 今後は、他都市の事例等を研究しながら、当市の障がい者や社会資源等の状況を踏まえ、当市の実情に合った拠点のあり方について、八戸市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会などを通じて検討していく。
- その上で、第 6 期障害福祉計画期間である令和 5 年度までに整備できるよう、事業主体となりうる市内の障害福祉サービス事業者等に各種情報を提供しながら、協議を進めていきたいと考えている。